

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年5月29日(2014.5.29)

【公開番号】特開2013-226433(P2013-226433A)

【公開日】平成25年11月7日(2013.11.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-061

【出願番号】特願2013-140489(P2013-140489)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/58 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/58

【手続補正書】

【提出日】平成26年4月14日(2014.4.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

骨固定／融合デバイスであって、骨折線とともに、または異なる骨セグメント間で配置するためには適合された本体を備え、

該本体の少なくとも一部分が、骨の内生長および／または貫通生長を許容する領域を含み、該本体が、ねじ山のない外表面、および細長い本体を含み、該細長い本体が、長手方向軸および該細長い本体の長手方向軸を横切る、直線で囲まれた断面を有する、骨固定／融合デバイス。

【請求項2】

前記直線で囲まれた断面が、三角形である、請求項1に記載のデバイス。

【請求項3】

前記直線で囲まれた断面が、矩形または方形である、請求項1に記載のデバイス。

【請求項4】

前記本体が、複合デバイスを形成するために別の骨固定／融合デバイスに連結する領域を含む、請求項1に記載のデバイス。

【請求項5】

前記外表面が、骨内生長を促進するためのテクスチャーである、請求項1に記載のデバイス。

【請求項6】

前記外表面が、多孔性である、請求項1に記載のデバイス。

【請求項7】

前記細長い本体が、チタン、チタン合金、タンタル、クロム、コバルト、または外科用スチールから作製される、請求項1に記載のデバイス。

【請求項8】

前記細長い本体が、抗生物質、抗血栓症剤、または骨誘導剤で覆われる、請求項1に記載のデバイス。